

# 大量破壊兵器の拡散とアメリカの拡散対抗構想

福好 昌治

## 1. はじめに

大量破壊兵器（核・生物・化学兵器）の拡散（保有国・組織の増大）が安全保障上、大きな問題になっている。アメリカは冷戦後の戦力見直し計画である『ボトムアップ・レビュー』で、大量破壊兵器の拡散を「新たな危険」の第1番目に置いた<sup>(1)</sup>。さらに、アスピン米国防長官（当時）は93年12月7日、全米科学アカデミーの国家安全保障・軍備管理委員会（National Academy of Sciences, Committee on International Security and Arms Control）での講演で、拡散対策構想（Counterproliferation Initiative）なる新政策を明らかにした<sup>(2)</sup>。

日本でも首相の私的諮問機関である「防衛問題懇談会」が、『日本の安全保障と防衛力のあり方—21世紀に向けての展望』と題する報告書の中で、「今後に予想される4つのタイプの危険」の1つに、大量破壊兵器の拡散をあげている<sup>(3)</sup>。

日米防衛当局が同じような情勢認識なのに加えて、現在日米間では拡散対抗構想の一環であ

るTMD（Theater Missile Defense、戦域ミサイル防衛）への日本の参加が、大きな懸案事項になっている。

そこで本稿では、大量破壊兵器拡散の実態を検証し、アメリカの拡散対抗構想の内容を紹介する。特にTMDについては、日本参加の是非にまで踏み込んで論ずることとする。

## 2. 大量破壊兵器拡散防止の国際的枠組み

ある国が大量破壊兵器を保有ないし開発しているのではないか、と疑う根拠の第1は、国際条約への未加盟にある。そこで、大量破壊兵器拡散防止の国際的枠組みについて、まず簡単に紹介しておく。

### (1) NPTとロンドン・ガイドライン

NPT（核不拡散条約）は米、ロ、英、仏、中の5か国のみに核兵器保有の権利を認め、他の国には認めないという不平等条約である。しかも5か国以外の国は、IAEA（国際原子力機関）による核查察を受けなければならない。

(1) Les Aspin Secretary of Defense, Bottom-Up Review, September 1 1993, p.1

(2) Les Aspin Secretary of Defense, The Defense Counter Proliferation Initiative, Defense, issue 1, 1994, pp.28~31に全文収録  
(3) 防衛問題懇談会『日本の安全保障と防衛力のあり方—21世紀に向けての展望』、1994年8月12日、『朝雲』1994年8月18日号及び8月25日号に全文収録

NPTの発効は1970年で、有効期限25年であったため、95年4～5月、ニューヨークで条約の延長をめぐる会議が開催された。会議では様々な論議とかけひきが行なわれたが、結局、議長提案の「NPTの延長<sup>(4)</sup>」と題する無期限延長案が全会一致で採決された。これは法的拘束力のある決議だが、これ以外に法的拘束力のない決議として、「条約の評価プロセス強化<sup>(5)</sup>」（議長提案）、「核不拡散と軍縮の原則と目標<sup>(6)</sup>」（議長提案）、及び中東の非核化に関する決議<sup>(7)</sup>（ロシア、イギリス、アメリカの共同提案）が採択された。最後の決議は日本のマスコミでは報道さなかったが、イスラエルの名指しをさけたものである。エジプトがイスラエルを名指しした決議案を用意したが、採択には至らなかった。

ロンドン・ガイドラインは原子力供給国グループ（Nuclear Supply Groups. NSG）による核物質の輸出規制を定めたものである。ガイドラインは78年に公表され、特殊核分裂性物質及び原料物質、原子炉及びその付属装置、再処理プラント等が、規制対象品目にリストアップされた。さらに、92年からロンドン・ガイドライン・パート2として、非原子力分野にも使われる原子力関連品目も規制対象とされた。ロンドン・ガイドライン及び同パート2には、アメリカ、

(4) Extension of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, NPT/CONF. 1995/L.6, 9 May 1995

(5) Strengthening the Review Process for the Treaty, NPT/CONF. 1995/L.4, 10 May 1995

(6) Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, NPT/CONF. 1995/L.5, 9 May 1995

(7) Russian Federation, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and United States of America: draft resolution, NPT/CONF. 1995/L.8, 10 May 1995

(8) 日本原子力産業会議『原子力ポケットブック』、1995年、48～50ページ

ロシア、イギリス、フランス、ドイツ、日本、スイス、スウェーデン、チェコ、ポーランド等29か国が参加している<sup>(8)</sup>。

## (2) 生物・毒素兵器禁止条約と化学兵器禁止条約

生物・毒素兵器禁止条約（細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約）は、生物剤・毒素の開発等の禁止（第1条）、廃棄、平和目的への転用（第2条）、移譲・取得援助等の禁止（第3条）等を定めたものである<sup>(9)</sup>。同条約は72年に成立し、75年に発効した。135か国が加盟している<sup>(10)</sup>。

しかし、この条約だけで生物兵器の保有を防止できるわけではない。たとえ、条約に加入している国であっても、その気になれば秘密裡に、生物兵器を開発できる。生物兵器は大学の実験室や病院といったわずかなスペースで開発でき、人数、時間、費用も少なくてすむからだ<sup>(11)</sup>。

化学兵器禁止条約（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約<sup>(12)</sup>）は93年1月から署名を開始し、159か国が署名している<sup>(13)</sup>。同条約には画期的なチャレンジ（強制）査察条項（第9条）がある。しかし、「チャレンジ査察は、対象締約国の条約違

(9) 藤田久一編『軍縮条約・資料集』、有信堂、1988年、168～170ページに全文収録

(10) U.S. Arms Control and Disarmament Agency (ACDA), Threat Control Through Arms Control, July 1995, p.144

(11) Kathleen C. Bailey, Problems with Verifying a Ban on Biological Weapons, in Kathleen C. Bailey ed, Director's Series on Proliferation 3, Lawrence Livermore National Laboratory, 1994, p.59

(12) Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), SIPRI Year Book 1993, Oxford University Press, 1993, pp.735～756

(13) op. cit., Threat Control Through Arms Control, p.144

反が事前に明確化された段階で、事態の解決の目的のみに実施されるものであり、当該締約国の条約違反をかなりの確度で証明しなくてはならず、その乱用も防止しようという考えが反映されている<sup>(14)</sup>」

生物・化学兵器の原材料に関しては、84年からオーストラリアのイニシアティブのもとに、アメリカ、日本、西ヨーロッパ諸国（オーストラリア・グループ）が輸出規制を行なっている。これには9品目のコア・リスト、41品目のウォーニング・リストが明記されている<sup>(15)</sup>。

### (3) M T C R

大量破壊兵器の運搬手段として効果的なものはミサイル、特に弾道ミサイルである。爆撃機から発射する方法もあるが、航空優勢を確保していないと、発射する前に撃墜される可能性が高い。これに対し、弾道ミサイルを阻止する手段は、きわめて限られている。

そのため、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、日本の7か国が87年に、ミサイル技術管理レジーム（Missile Technology Control Regime, M T C R）を設立した。M T C Rは射程300km、弾頭重量500kg以上のミサイルの拡散防止を目的とした、輸出国側の機構である。M T C Rの規制対象はカテゴリ－I（完全なミサイルシステム、無人飛翔体、ロケットエンジンや誘導装置のような完全なサブシステム）とカテゴリ－II（ミサイルの部品として使える汎用品）にわかれる。カテゴリ－Iは輸出禁止の対象となり、カテゴリ－

(14)岩城征昭（1等陸佐）「化学兵器禁止条約の現状」『新防衛論集』、第21巻第3号、1993年12月、68ページ

(15)新井勉『化学軍縮と日本の産業』、並木書房、1989年、82～83、214～216 ページ

(16)United States General Accounting Office (GAO), Export Control, April 1995, pp.1～2

IIはケースバイケースで判断される<sup>(16)</sup>。

M T C Rには前記7か国外に、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ハンガリー、スウェーデン、スイス等18か国が参加しており、これとは別にブラジル、中国、ウクライナ、イスラエル、ルーマニア、ロシア、南アフリカも、M T C Rの規制措置に従う意向を表明している<sup>(17)</sup>。

## 3. 大量破壊兵器拡散の実態

### (1) 核兵器

米ロ英仏中の5か国以外に、核兵器保有を公言している国はない。しかし、密かに保有していたり、開発を行なっている、と推測できる国はいくつかある。

たとえば、アメリカ国防大学国家戦略研究所（Institute for National Strategic Studies, National Defense University）の報告書『ストラテジック・アセスメント1995』は、「公言していない核能力保有国」として、イスラエル、インド、パキスタンを、「核兵器プログラムを確立している国」として、イラク、北朝鮮を、「基礎的な専門能力とインフラを保有している潜在的拡散国」として、アルジェリア、iran、シリアをあげている<sup>(18)</sup>。

この中で特に核兵器開発が進んでいるのは、イスラエルであろう。『ストラテジック・アセスメント1995』も「かなり開発の進んだ核兵器を保有していると判断され、大規模で高度な核兵器貯蔵庫をもっていると思われる」と述べている<sup>(19)</sup>。イスラエルで核兵器開発の中心となっ

(17)ibid., p.22

(18)Institute for National Strategic Studies, National Defense University, Strategic Assessment 1995, p.117

(19)ibid., p.117

ているのはネゲブ砂漠にあるディモナ原子炉である。また、核弾頭を搭載可能な地対地ミサイル・ジェリコⅡ（射程1500km）も保有している。ハロルド・ハウは偵察衛星から撮影した写真をもとに、イスラエルの核弾頭保有数は約200発、ジェリコⅡの保有数は約50基と分析している<sup>(20)</sup>。

インドは1974年に「平和目的」と称する核実験を行なっている。インドの核開発の歴史は古く、56年に独自の設計による研究用原子炉が臨界に達した。続いて、69年にアメリカの援助でタラプール原子力発電所が完成した。現在、インドは短期間で核兵器を製造し、投射できる能力を保有している、と見られている<sup>(21)</sup>。

インドは89年に核搭載可能な地対地ミサイル・アグニ（射程2000km）の発射実験を成功させており、現在までに3回の実験を終えている（ただし、1回は部分的な成功にとどまった）<sup>(22)</sup>。また、射程250kmと短距離ながらも核搭載可能な地対地ミサイル・プリスピを、すでに15基配備している<sup>(23)</sup>。

カシミール地方の帰属をめぐって、長年インドと敵対関係にあるパキスタンも、70年代後半から核開発に着手した、と見られている。その中心はイスラマバード郊外にあるカフタ原子力発電所だ。冷戦時代には、パキスタンはアフガン反政府ゲリラの後方支援基地になっていたため、アメリカもさほどパキスタンの核兵器疑惑を追求しなかった。しかし、冷戦の終結とともに、アメリカは90年10月、プレスラー条項（プレスラー上院議員提出の法案）を発動して、5

億ドル以上にのぼる軍事、経済援助を停止した。その結果、アメリカから購入したF-16A/B戦闘機（34機保有）の部品補給が困難になる、といった悪影響が出たが、それでもパキスタンは核兵器開発をやめなかった。今ではパキスタンはインドと同程度の能力を保有していると見られており、パキスタンのブット首相も「わが国は核兵器を製造できる能力はあるが、まだつくっていないだけだ」と述べている<sup>(24)</sup>。もっとも、インドーパキスタン間にはまったく信頼関係がないのかというと、必ずしもそうではなく、88年12月に両国は核施設非攻撃協定に調印し、92年1月に双方の核施設リストを交換している。

イラクは湾岸戦争以前に核兵器保有1歩手前まで進んでいた。イラクはNPTに加盟し、IAEAの査察を受け入れていたにもかかわらず、未申告の秘密施設で密かに核兵器開発を行なっていたのである。たとえば、バグダッド郊外のタルミヤには「バクダトロン」と呼ばれるウラン濃縮施設が一部完成しており、ここでは「電磁法」というきわめて古典的な方法で、ウランの濃縮が行なわれていた<sup>(25)</sup>。湾岸戦争での敗北と国連イラク大量破壊兵器廃棄特別委員会（U.N. Special Commission、UNSCOM）の活動により、イラクの核兵器開発は中断状態にあると見られるが、アメリカ軍備管理軍縮庁（U.S. Arms Control and Disarmament Agency、ACDA）は「国内・国際情勢が許すならば、すぐに核兵器関連活動を再開し、核兵器を製造しようとするのは確実だ<sup>(26)</sup>」と警戒している。

(20)Harold Hough, Israel's Nuclear Infrastructure, Jane's Intelligence Review, November 1994, pp.508 ~510

(21)op.cit., Strategic Assessment 1995, p.117

(22)Defense News, August 28-September 3 1995

(23)The International Institute for Strategic Studies

(IISS), The Military Balance 1994-1995, p.154

(24)Pacific Stars and Stripes (AP電), January 10 1995

(25)朝日新聞、1991年11月30日（夕刊）

(26)op.cit., Threat Control through Arms Control, p.73

イランも近年、核兵器開発疑惑国とされるようになった。イランはシャー政権下の1970年代に、ペルシャ湾岸南部のプシュールで原子力発電所の建設を始めたが、ホメイニ政権の誕生で80年に中止された。しかし、94年からロシアの援助で建設が再開され、99年に完成の予定<sup>(27)</sup>。「イランの初步的な核兵器開発プログラムは限定的な成功しか収めていないが、その活動を放棄してはいない」というのが、アメリカ軍備管理軍縮庁の見解だ<sup>(28)</sup>。

北朝鮮も核兵器開発疑惑国の一つであるが、94年10月、核問題に関する米朝合意が成立した。その結果、平和・安全保障研究所の報告書は「たとえ北朝鮮が核兵器開発の意図を持ち続けたとしても、その開発プログラムがスローダウンすることは間違いない」と分析しているが<sup>(29)</sup>、これは妥当な見方と言えよう（北朝鮮の核問題については、すでに別稿<sup>(30)</sup>で述べているので、ここではこれ以上触れないことにする）。

## (2) 生物兵器

生物兵器というのは、生物剤、その疾病媒介物またはこれらを充填した砲爆弾等である。①効果は生物剤の毒性、各人の体力・免疫の有無、衛生環境等により一様ではなく、対処の適否により大きく異なる。また、敵の生物兵器使用の判定は、一般に困難、②毒素を除く生物剤は、

通常、発病までに時間を必要とするため、一般に即効的な効果を期待する戦闘においては使用されないといつた特徴がある<sup>(31)</sup>。

アメリカは1969年に、ニクソン大統領の指示で生物兵器プログラムを終結させ、その後は報復手段としても使用しない政策に転換した<sup>(32)</sup>。

ソ連（ロシア）は生物・毒素兵器禁止条約に加盟していたにもかかわらず、1992年まで生物兵器開発プログラムを保持していた<sup>(33)</sup>。

イラクも湾岸戦争当時、生物兵器を保有していたことが、国連イラク大量破壊兵器廃棄特別委員会の査察によって明らかになった。具体的にはポツリヌス菌爆弾 100発、炭そ菌爆弾50発、発がん性物質アフラトキシンをつめた爆弾16発、ポツリヌス菌弾頭を搭載したミサイル15発、炭そ菌弾頭を搭載したミサイル10発である<sup>(34)</sup>。しかし「有効なチャレンジ（強制）査察が可能であるかぎり、イラクの生物兵器プログラムは休眠状態にとどまるであろう<sup>(35)</sup>」

他にも生物兵器開発疑惑国が存在している。アメリカ軍備管理軍縮庁が指摘しているのは中国、シリア、イラン、エジプト、リビアである。このうち中国については「生物・毒素兵器禁止条約に84年に加盟する前に、攻勢的な生物兵器プログラムを保持していた。同プログラムをおそらく今も維持していると見られる証拠がある」と評価している<sup>(36)</sup>。アメリカ合計検査院の報告

(27)Andrew Rathmell, Iran's Weapons of Mass Destruction, Jane's Intelligence Review Special Report No.6, 1995, pp.10~14

(28)op.cit., Threat Control through Arms Control, p.74

(29)平和・安全保障研究所『朝鮮半島の政治・軍事情勢と日本の安全保障に及ぼす影響』、1995年、32ページ

(30)福好昌治「核問題をめぐる米朝交渉の現状と展望」『アジアフォーラム』、9号、1994年8月、33~61ページ。福好昌治「対朝鮮半島戦略と核問題」『軍事民論』79号、1995年1月、58~65ページ

(31)陸上自衛隊教範『特殊武器防護』、18ページ

(32)U.S.Army, Field Manual (FM) 3-100 NBC Operations, 1987, pp.1-2

(33)Graham S. Pearson, Biological Weapons : A Priority Concern, in Kathleen C. Bailey ed, Director's Series on Proliferation 3, Lawrence Livermore National Laboratory, 1994, p46

(34)朝日新聞、1995年8月26日（夕刊）

(35)op.cit., Threat Control through Arms Control, pp.70 ~71

(36)ibid., p.71

書も「中国は攻勢的な生物・化学兵器プログラムを保持していると疑われている」と述べている<sup>(37)</sup>。

しかし、生物兵器開発の証拠はさほど具体的に明らかになっているわけではない。また仮に、以上のような国々が生物兵器を開発していたとしても、戦場ではさほど役に立つものではない。細菌を散布したとしても、必ずしも効果が出るものではない。衛生環境がよく、医療の発達したところではほとんど効果がない。効果が出るのも遅く、効果を判定するのもむずかしい（病気が広まったとしても、それが生物兵器によるものか、ただちには判断できない）。その反面、味方に被害を及ぼすおそれはある。こうした条件から、今後も生物兵器が使用される可能性は、きわめて小さいであろう。

### (3) 化学兵器

化学兵器というのは、有毒化学剤またはこれを充填した砲爆弾等であり、次のような特徴を有する。①人員を殺傷し、装備品等を汚染させるが、装備品、施設等を破壊する効果はない。化学兵器の効果は有毒化学剤の種類、攻撃対象の防護状態、地形・気象等により変化する。②有毒化学剤は風下方向に拡散し、局地の地形・気象の影響を受ける。③化学兵器が使用されたか否かの判断は、一般には五感では困難であり、検知器資材を必要とする。時として、突然の傷害の発生もしくは動植物等の観察により、有毒化学剤の存在を探知できる。④有毒化学剤による作用は一般に速い。特に神経剤の作用は他の有毒化学剤よりも速い。有害化学剤は呼吸器または皮膚から身体に侵入する。また、事前の適

切な防護処置により、傷害発生の予防・局限化も可能であるが、これらの処置は部隊の行動を鈍重にし、作業効率を低下させる<sup>(38)</sup>。

化学兵器の製造は、ある程度の化学産業を有している国なら可能である。製造に高度な技術を要しないため、“貧者の核兵器”とも呼ばれる。しかし、化学兵器を使用する立場に立って考えると、化学兵器は必ずしも効果の高い兵器とは言いがたい。なぜなら、化学兵器は使用時点の気象条件に大きく左右されるため、事前の効果を予測することが困難だからだ。しかも、防護のしっかりした敵には効果はない（敵の行動を遅滞させるという副次的効果はあるが）。

ただし、地下鉄サリン事件に見られるように、無防備の相手にはきわめて効果が高い。この点で化学兵器は戦争で使用する兵器というよりも、テロリズムに使用やすい兵器とも言えよう。

化学兵器が実際に使用された例は、少なくはない。比較的近年の例で言うと、イラン・イラク戦争（1980～88年）でイラクが使用しているし、イラクは88年に同国内の少数民族であるクルド族に対しても使用した。

旧ユーゴ内戦でも、化学兵器が使用されたと報じられている。93年2、3月に、セルビア人勢力がボスニアで使用したと言われているし、93年6月にはセルビア人勢力支配下のクライナ地方に対して、クロアチアが化学兵器を使用したと言われている。また、93年10月には、ボスニアのモスリム人勢力がセルビア人勢力に対して使用したとされる。93年にはアンゴラ内戦でも、政府軍と反政府ゲリラ・アンゴラ全面独立同盟（UNITA）の双方が、化学兵器を使用したと相手を非難している<sup>(39)</sup>。

(37)United States General Accounting Office, National Security: Impact of China's Military Modernization in the Pacific Region, 1995, p.25

(38)前出『特殊武器防護』、13～14ページ

(39)op.cit., SIPRI Year Book 1994, p.325

しかし、いずれもはっきりとした証拠は得られていない。というのは、化学兵器は使用されても短時間で拡散してしまうため、証拠を収集するのが困難になるからだ。逆に言うと、使用しても使用していない言いははることができるため、国際的批判を回避しやすい兵器とも言える。

アメリカ、ロシア、イラク以外に化学兵器を保有ないし開発しようとしているのではないか、と疑われている国としては、中国、インド、イスラエル、北朝鮮、南アフリカ、シリア、リビア、イラン、台湾がある<sup>(40)</sup>。

このうち化学兵器保有疑惑国としてよく名前の出てくるのはリビアである。80年代に化学兵器製造工場と見られていたのは、リビアの首都トリポリの南約60kmのラブタにある化学工場であったが、ここは90年3月に原因不明の火災をおこしている。その後はトリポリの南東64kmのタルナにある化学工場が拠点とされ、少なくとも100トンの化学兵器を生産した、と見られている<sup>(41)</sup>。

#### (4) 大量破壊兵器は本当に拡散しているのか

これまで大量破壊兵器拡散の実態を見てきたが、拡散とは逆の現象もある。南アフリカは91年にNPTに加盟し、93年、核弾頭6発を密かに保有していたが廃棄したことを明らかにした。ブラジルとアルゼンチンも核開発疑惑国であったが、91年に「ブラジルとアルゼンチン間の共通な核政策宣言」に署名し、IAEAによる査察を受け入れることに合意した。両国は94年、トラテロルコ条約（南アメリカ非核地帯条約）

にも加盟した<sup>(42)</sup>。アルジェリアも95年1月、NPTに加盟した。ウクライナも94年12月、NPTへの加盟を決定した。このように核拡散防止は史上もっとも成功した時期になったのである<sup>(43)</sup>。

もちろん、イスラエル、インド、パキスタンの核疑惑は残るが、これは10年や20年も前からの話であり、冷戦後に浮上してきた問題ではない。むしろ、イスラエルや（冷戦時代の）パキスタンの核開発を容認してきたアメリカの姿勢こそ、問われるべきであろう。

生物兵器の開発疑惑についても、さほど根拠は明確ではないし、前述したように兵器としての有効性に乏しい。

ただし、化学兵器の拡散は要注意である。地下鉄サリン事件が示しているように、軍事知識に乏しい集団でも、テロ用兵器としては簡単に使用できる。

それでも、全般的に見れば、大量破壊兵器の拡散が、「第1番目の新たな危険」と言うほど、させまったものとは言えないだろう。

## 4. アメリカの拡散対抗構想

### (1) 拡散対抗構想の目標

拡散対抗構想とは、大量破壊兵器の拡散を防止し、大量破壊兵器を保有した敵に対処することであるが、その内容は多岐にわたる。アメリカ国防総省は拡散対策構想について、次のように説明している（アメリカ政府全体の活動を指す場合は「不拡散（Nonproliferation）」といい、国防総省独自の活動については「拡散対抗

(40)ibid., pp.715 ~716

(41)ibid., p.327

(42)松下日奈子「民主体制と核問題—アルゼンチン・ブラジルの政策移行過程」『外交時報』、1994年10月、80

(Counterproliferation)」と言っている)。

「アメリカのグローバルな不拡散活動の効果を高めるために、国防総省は独自の専門機能に焦点をあてた国防拡散対抗構想を実行し始めた。同構想は大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止を優先目標にしているが、それと同時に、拡散を防止できなかった時のことも考慮している。大量破壊兵器を保有した敵と戦う時に備えて、アメリカ軍やアメリカの権益、それに同盟国を守るために活動を維持・強化しなければならない。アメリカに拡散防止能力や大量破壊兵器からの防護能力を与えるために、拡散対抗構想は防衛政策、技術、調達戦略にも適用される。

拡散対抗構想は2つの基本目標をもつ。

まず第1に、大量破壊兵器の保有を阻止し、もし保有されたならば外交交渉を通じて放棄させるという、アメリカ政府全体の活動に対する国防総省の役割強化である。国防総省は独自の技術力、軍事力、情報力を使って、軍備管理、輸出管理、査察・監視、危機時における大量破壊兵器の海上運送阻止(臨検)といった活動を改善し、大量破壊兵器保有に対処する制度を強める。また、大量破壊兵器不保有のメリットも高めていく。

第2は将来の戦場で、大量破壊兵器を保有している敵と戦える装備、ドクトリン、情報をアメリカ軍が保有することによって、敵の大量破壊兵器からアメリカの権益、アメリカ軍及び同盟国を守ることである。この点で国防総省はC<sup>3</sup>I(指揮・統制・通信・情報)、カウンター・フォース作戦、アクティブ・ディフェンス(引用者注、TMD等)、パッシブ・ディフェンス(引用者注、化学兵器防護等)といった分野の

技術に重点を置いた調達戦略を立案中である。その結果、国防総省の戦略は次のような重要な拡散対抗上の課題に集中することになる。  
①生産、貯蔵、配備の全段階にわたる大量破壊兵器の探知・破壊  
②大量破壊兵器が使用された状況での軍事作戦の実施  
③大量破壊兵器の不正流出阻止  
④大量破壊兵器が使用された場合の対策。これには医療、汚染除去・回復が含まれる。  
⑤新技術の拡散への対処<sup>(44)</sup>」

## (2) 拡散対抗のための組織

拡散対抗／不拡散に関する活動に対しては国防総省のみならず、国務省、エネルギー省、商務省、軍備管理軍縮庁、CIA、FBIも一定の役割を果す。そこで、各省庁の活動を調整する機関として、1994会計年度国防権限法(National Defense Authorization Act)で不拡散プログラム評価委員会(the Nonproliferation Program Review Committee)が設立された。主務官庁は国防総省である。

ところが、1995会計年度国防権限法で、不拡散プログラム評価委員会が解体され、新たに拡散対抗プログラム評価委員会(Counter-proliferation Program Review Committee)が設立された。メンバーは国防長官(議長)、エネルギー省長官、CIA長官、統合参謀本部議長の4人である。また、拡散対抗プログラム評価委員会は、国防総省、エネルギー省、情報共同体(CIA等情報機関を総称した言い方)における拡散対抗／不拡散活動のみを管轄することになった<sup>(45)</sup>。

(44)Office of the Deputy Secretary of Defense, Report on Nonproliferation and Counter-proliferation Activities and Programs, 1994, p.12

(45)Counterproliferation Program Review Committee, Report on Activities and Programs for Countering Proliferation, 1995, p.1

### (3) 拡散対抗構想の具体的内容

拡散対抗構想に基づく具体的活動は、拡散防止、戦略・戦術情報、戦場監視、カウンターフォーズ、アクティブ・ディフェンス、パッシブ・ディフェンス、大量破壊兵器を保有した準軍隊／秘密組織及びテロリストへの対処ーの7つに大きく分れる。以下、それぞれの具体的な内容を紹介する。

#### ● 拡散防止<sup>(46)</sup>

国防総省の1機関である国防技術保全局(Defense Technology Security Administration)は、輸出管理を通して拡散防止に貢献している。すなわち、防衛関連の技術、商品、役務、弾薬の輸出が、アメリカの外交・安全保障上の基準に一致しているかどうかを審査するのである。

高等研究開発庁(Advanced Research Project Agency)は核実験探知システムを開発している。これには地震波を探知するものと、非地震波による探知システムがある。

国防核局(Defense Nuclear Agency)は化学兵器査察技術プログラムを担当している。また、戦略兵器削減条約(S T A R T)の査察に関する技術も開発している。

海軍は放射性物質識別システムを95年に配備する予定であるが、これは洋上で大量破壊兵器ないしその関連物質を臨検・探知する際に使われる。

#### ● 戦略・戦術情報

これについては95年版の報告書では、ほぼ省略されている。この分野は秘密性が高いといふ

わけであるが、94年版の報告書によると、国防総省の情報機関である国防情報局(Defense Intelligence Agency)は、次のような任務を負うことになっている。

「国防情報局は拡散対抗分野において、国防総省の情報インプットを調整している。軍事情報共同体全体の情報活動を管理するために、国防情報局は国家軍事情報センターを設立した。戦闘部隊司令官の情報力も、国防情報局から現地に派遣された国防情報支援室の活動によって強化されている。

迅速な情報収集を行なうためには通信システムが充実していかなければならない。そのために、統合全世界通信システム(J W I C S)と統合展開可能情報支援システム(J D I S S)があり、不測事態対処作戦の際には、これらは早期に配備される<sup>(47)</sup>」

#### ● 戦場監視<sup>(48)</sup>

戦場監視というのは、大量破壊兵器を保有した部隊及びその関連施設を探知・識別することだ。これには広域の継続的監視、ミサイル・ランチャー等移動目標の探知、硬化地下施設の探知、敵に与えた被害の評価が含まれる。戦場監視は軍だけでなく、情報共同体と協力して行なわれる。

具体的なプログラムとしては、単独地上センサー、(Unattended Ground Sensor)や空中前方監視赤外線(Foward Looking Infrared)レーダーといった高度なセンサーの開発、地下施設に対する攻撃の効果を判定するために使われるセンターの開発等がある。

(46)ibid., pp.30~32

(47)op.cit., Report on Nonproliferation and Counterproliferation Activities and Programs,

p.14

(48)op.cit., Report on Activities and Programs for Countering Proliferation, pp.35~36

### ● カウンターフォース

カウンターフォースというのは、大量破壊兵器を保有した敵もしくは関連施設に対する攻撃のことである。この分野で現在進行中のプロジェクトには、次のようなものがある。①目標捕捉及び2次被害探知用センサーの開発、②2次被害の拡散に関する研究、③兵器の威力及び目標のせい弱性／反応に関する理解の促進、④硬化地下施設を破壊できる高性能の地下貫通兵器の開発、⑤硬化地下施設を完全に破壊できる高性能弾頭の開発、⑥生物・化学兵器を無効化できる兵器の開発等がある<sup>(49)</sup>。

この中で特に注目されるのが、硬化地下施設に対する攻撃である。一般に重要な施設ほど、敵の攻撃から守るために地下に設置されている。このため通常の爆弾ではなかなかこうした硬化地下施設を破壊できない。また、放射能汚染等2次被害が発生する可能性もある。そこで、①攻撃前の目標識別と攻撃後のダメージ評価に使う高性能センサー、②目標に対する破壊力は増すが、2次被害は減らせる高性能致死性兵器と侵入装備、③目標に対するダメージと2次被害の程度を予測し、高性能兵器を最大限活用するための目標識別・攻撃計画立案援助システムの開発を、アメリカ国防総省は進めている。

具体的なプロジェクトには、次の5つがある。A. センサー技術プロジェクト—攻撃後のダメージ評価能力、再攻撃のための敵の動向監視能力、目標識別センサーの能力の改良、B. 目標計画立案プロジェクト—ペイロード（弾頭重量）を増した兵器の硬化目標に対する有効範囲に関する実験、核・生物・化学兵器関連施設を攻撃した時の2次被害に関する予測、掩蔽とそこにつ

ながるトンネルの入口を遮断した時の効果に関する自動戦域内目標計画立案システムの開発、C. 兵器プロジェクト—精密誘導システム、ダメージ評価センサー、高性能単弾頭、既存の硬化目標用弾頭に代わる搭載弾頭の開発、D. 生物兵器施設用高度技術実験—地下化された大量破壊兵器関連施設を攻撃した場合に発生する2次被害の予測、測定、監視のための実験、E. 拡散対抗統合技術実験—上記のような技術やシステムを統合した実験<sup>(50)</sup>。

### ● アクティブ・ディフェンス

この中心になっているのは、TMDである。これについては後にくわしく述べることとする。

### ● パッシブ・ディフェンス

パッシブ・ディフェンスというのは、大量破壊兵器の脅威から、防護装備等によって個々の部隊を守ることである。具体的なプロジェクトとしては、①戦場で生物・化学兵器の使用を遠距離から探知できる赤外線ライダー（パルスレーザー光線を出すレーダーに似た装置）の配備、②生物兵器を探知・識別するために使用される紫外線多周波レーザーの有効性研究、③UAV（無人偵察機）を使った生物・化学兵器の探知、④個人防護衣・装備の配備促進、⑤生物・化学兵器汚染除去技術の改良、⑥戦場シミュレーションの強化による、統合NBCドクトリン及び訓練手続きの強化がある<sup>(51)</sup>。

## (4) 情報共同体の活動

大量破壊兵器を開発・保有しようとしている国は、秘密裡に活動している。当然、関連施設

(49)ibid., pp.37~39

(50)DATSD (AE) (CP), Counterproliferation Support Program FY95 Project Overview, December

1994, pp.5~6

(51)op.cit., Report on Activities and Programs for Countering Proliferation, pp.43~44

の情報が公開されることはない。そこで、CIA、DIA、NSA (National Security Agency、国家安全保障局、外国の通信傍受を行なっている)といった情報共同体の出番となる。

情報共同体の任務は、①大量破壊兵器を開発・保有しようとしている国の意図と計画を評価すること、②NBC兵器プログラム及び規制物質入手用の秘密輸送ネットワーク、マネーランドリングを発見すること、③拡散対抗のための外交、治安、軍事活動を支援すること、④多国間活動や保全機構に対する援助⑤開発・保有国によって隠されている活動を暴くことである<sup>(52)</sup>。

以上の任務を遂行するために、情報共同体は不拡散・軍備管理技術ワーキング・グループ (Nonproliferation and Arms Control Technology Working Group) を設立した。これは大統領の指示によって設立されたもので、研究・開発の調整を行なっている。さらに、CIA長官の委任によって、技術情報収集評価 (Technical Intelligence Collection Review) も行なっている。これは、大量破壊兵器及びその運搬手段の探知技術の不足部分を判断するために行なわれる<sup>(53)</sup>。

#### (5) 特殊作戦軍の活動

実戦部隊レベルで拡散対抗活動の中心となるのは、特殊作戦軍 (Special Operation Command、司令部・アメリカ本土フロリダ州マクディール空軍基地) である。95年5月、ペリー国防長官の指示で、そのように指定されたのだ。任務には大量破壊兵器関連装置のサンプル収集・検査、探知、破壊、捕捉が含まれている。敵の

支配地域に侵入して活動できるという、特殊部隊の特性を活用しようというわけだ。すでに特殊作戦軍は拡散対抗のための大規模な演習を5回実施している<sup>(54)</sup>。

### 5. TMD

#### (1) TMDの構成

拡散対策活動の中のアクティブ・ディフェンスは、主にTMD (Theater Missile Defense、戦域ミサイル防衛) である。言うまでもなく、TMDは敵のミサイル (主として弾道ミサイル=弧を描いて飛ぶミサイル) を目標に落下する前に、味方のミサイルで撃ち落とそうというものである。

TMDは①低層迎撃 (陸上配備、海上配備)、②高層迎撃 (陸上配備、海上配備)、③ブースト段階迎撃、④警戒・監視、⑤指揮・統制・通信・情報 (C<sup>3</sup>I) 一という5つの要素によって構成される<sup>(55)</sup>。

1996~99会計年度中に開発予定の主な兵器には、①低層迎撃・陸上配備のパトリオットPA-C-3、②低層迎撃・海上配備のイージスSM-2ブロックIV A、③高層迎撃・陸上配備のTHAAD (Theater High Altitude Area Defense、戦域高高度防空) がある。2000会計年度以降は、低層迎撃・陸上配備のコーズ・サム (Corps SAM、軍団地対空ミサイル) とブースト段階 (発射直後) 迎撃用兵器 (単にBPI=Boost Phase Interceptと呼んでいる) も開発されることになっている<sup>(56)</sup>。

以下、主な兵器を簡単に説明しておく。

(52)ibid., pp.61~62

(53)ibid., p.62

(54)Jane's Defense Weekly, August 26 1995, p.6

(55)Ballistic Missile Defense Organization(BMDO),

1993 Report to Congress on the Theater Missile Defense Initiative, 1993, p.3-8

(56)ibid., p.8-9

### ● パトリオットPAC-3

現在、アメリカ軍が保有しているパトリオットPAC (Patriot Advanced Capability) - 2を改良するものである。PAC-2と3の最大の相違点は弾頭部分にある。PAC-2では、弾頭部分に子爆弾を内蔵させており、敵ミサイルと交差する直前に自爆して、その破片で敵ミサイルを撃破する（近接信管）という方式であった。これに対し、PAC-3はエリント (Erint) というミサイルを使用しており、これは敵ミサイルを直撃できる。それだけ破壊効果が増すというわけだ。また、レーダーの性能も改良しており、PAC-2よりも広範囲の迎撃が可能になる。

### ● イージスSM-2ブロックIVA

これはイージス艦に搭載された艦対空ミサイルである。システムとしては、イージス艦に装備されるAN/SPY-1B レーダー、火器管制システム、兵器管制システム、垂直発射装置(VLS) 等を使用する。もちろん、現在のイージス・システムをさらに改良したものになる<sup>(57)</sup>。

### ● THAAD

THAADは射程約200km以上、高度約150km程度の広域をカバーする地対空ミサイルである。システムはミサイル・ランチャー、地上設置レーダー (TMD-GBR)、C<sup>3</sup>I 及び支援システムから成り、レーダーの探知範囲は500km以上に及ぶ。C-130輸送機で空輸することもできる<sup>(58)</sup>。すでに95年から基礎的な発射実験が始まった。

(57) BMDO, 1994 Report to the Congress on Ballistic Missile Defense, 1994, pp.2-19 ~20

(58) 山下正光「TMDをめぐる技術」『新防衛論集』、第

### (2) TMD研究への日本の参加

93年9月に開催された日米防衛首脳会談で日米安保事務レベル協議の下に政策的な検討の場（作業部会）を設け、その具体的な内容について、両国の事務レベルで検討を行なうことに合意した。その後、94年9月の日米防衛首脳会談で、TMDに関する共同研究を行なうことを決めた。ただし、あくまでTMD参加の可否を決めるための資料収集を目的としている。

この間、作業部会は93年12月、ハワイで第1回の会合を行なっている。出席者は日本側が防衛庁防衛政策課長、外務省日米安全保障課長等で、アメリカ側は国防総省アジア・太平洋部長等である（第2回目以降も同様）。アメリカ側から大量破壊兵器拡散対処の重要性、アメリカのTMDプログラムの内容について説明があった。第2回目は94年5月、ワシントンで開催され、アメリカ側から、TMDを構成する個々のシステムについて説明があり、日本側からTMDについては費用対効果の問題を含め様々な観点から検討を行なっている旨を説明した。第3回目は94年10月、東京で開かれ、作業部会の下に専門家による研究グループを設置することに合意し、共同研究の今後の進め方について論議された<sup>(59)</sup>。

95年度予算には「わが国防空システムのあり方に関する総合的調査研究費」として2000万円が計上され、4月から弾道ミサイル防衛研究室が活動を開始した。同研究室は防衛庁防衛政策課内に設置されており、室長は防衛政策課長だが、実際に作業にあたっているのは内局の部員4人と自衛官9人（佐官クラス）である。作業

22巻第2号、1994年11月、7ページ

(59) 防衛庁『衆議院予算委員会要求資料』1995年、59ページ

の中心は欧米技術情報の翻訳だという<sup>(60)</sup>。

96年度予算概算要求にも「わが国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究費」4億5000万円が計上された。この中ではシミュレーションによる防空システムの防御効果に関する分析・評価も行なう予定<sup>(61)</sup>。

### (3) TMD参加の是非

弾道ミサイル拡散への対処法として、長島純・1等空尉は次のように指摘している。「初めに、地域の安定化を促進し、弾道ミサイル獲得へ指向する国家間の対立の構図を解消する（第1段階）。次に、既にミサイルを開発し保有する国々から、第三世界への本体、関連資機材、及び技術等の転移を防止する枠組みを整備する（第2段階）。最後に、以上の施策が不幸にして水泡に帰し、弾道ミサイルが実戦配備された場合に、その脅威を抑止し、対処することである（第3段階）<sup>(62)</sup>」

第3段階における手段の1つにTMDがあるわけで、この見解は論理としては正しい。問題は費用対効果の観点からどこまでやるか、である。

日本がTMDを配備する場合、どのくらい費用がかかるかについて、日米両政府から公式の発表はまだない。

しかし、94年6月8、13日、アメリカ弾道ミサイル防衛局（BMDO）のオニール局長とマーチン次長が、経団連防衛生産委員会に対して、「弾道ミサイル防衛：日本TMDのためのオプ

ション（Ballistic Missile Defense: Options for Japanese TMD）」と題するブリーフィングを行なっている。ここでは4つのオプションが日本側に提案された。その後、同提案のさわりが『ジェーンズ・ディフェンス・ウィークリー』94年8月13日号と『サンケイ問題』94年9月6日付（ワシントン発特派員電）に紹介された。そこで、筆者は94年8月、アメリカ情報公開法（Freedom of Information Act）を通じて、同提案の開示を請求した。だが、95年4月、企業秘密が含まれている等を理由として、公開を拒否された<sup>(63)</sup>。

ところが、BMDOが提示した4つのオプションが、日本防衛装備工業会の機関誌『月刊JADT』に比較的くわしく掲載されている（表参照）<sup>(64)</sup>。それによると費用は少ない方で4500億円、多い方で1兆6300億円。これに対して、防衛費のうち装備品等調達費は、おおざっぱに言うと年間1兆円。TMDの調達費は5年程度に分けて払うことになるのだろうが、それでも高額である。しかも、この額で収まるとは限らない。新兵器の開発・生産費は当初見積りより高くなりがちである。もし、TMDを導入したら、他の予算は著しく削減されることになる。

それでは効果の方はどうか。前出の弾道ミサイル防衛研究室がまとめたレポート『弾道ミサイル防衛に関する研究について』によると、射程1000km級の弾道ミサイルの場合、①最大速度は毎秒3kmに達し、F-15戦闘機の最大速

(60)『朝雲』、1995年8月3日

(61)『朝雲』、1995年8月31日

(62)長島純「弾道ミサイルの拡散問題と東アジアの安全保障」『新防衛論集』、第22巻第2号、1994年11月、59ページ

(63)Director Freedom of Information and Security Review, Office of the Assistant to the Secretary

of Defenseから筆者への手紙、April 4 1995。筆者は95年4月24日、部分開示なら可能だとする異議申し立てを行なった。検討する旨の連絡はきたが、決定の通知はまだない。

(64)菰田康雄「戦域ミサイル防衛の現状(2)」『月刊JADT』、1995年8月号、39~41ページ

米国が提示した日本の戦域ミサイル防衛オプション

構想システム		オプションA	オプションB	オプションC	オプションD
対象脅威	・北朝鮮 ノンバー1 戰略弾道ミサイル (射程 1,000+km) ・北朝鮮 巡航ミサイル	・北朝鮮ノンバー1 及び 巡航ミサイル ・中国 CSS-2/5 戰略弾道ミサイル (射程 2,000~3,000km)	・北朝鮮ノンバー1 及び 巡航ミサイル ・中国 CSS-2/5 戰略弾道ミサイル (射程 2,000~3,000km)	・北朝鮮ノンバー1 及び 巡航ミサイル ・中国 CSS-2/5 戰略弾道ミサイル (射程 2,000~3,000km)	・北朝鮮ノンバー1 及び 巡航ミサイル ・中国 CSS-2/5 戰略弾道ミサイル (射程 2,000~3,000km)
地域(高層)防衛 地域(低層)高精度 キューシング 支援監視任務	・海上配備高層防衛システム ・地上配備低層防衛システム ・E-767 AWACS /IRST ・監視衛星システム	・海上定点配備高層防衛システム ・地上配備低層防衛システム ・E-767 AWACS /IRST ・監視衛星システム ・監視レーダー	・地上配備高層防衛システム ・地上配備低層防衛システム ・E-767 AWACS /IRST ・監視衛星システム ・監視レーダー	・地上配備高層防衛システム ・地上配備低層防衛システム ・E-767 AWACS /IRST ・監視衛星システム ・監視レーダー	・海上配備高層防衛システム ・地上配備低層防衛システム ・E-767 AWACS /IRST ・監視衛星システム ・監視レーダー
高層防衛システム	・ATBMシステム搭載イージス艦 12隻 2隻配備、2隻予備 ・高層用要撃ミサイル(36基/艦) 72基配備、36基予備	・ATBMシステム搭載イージス艦 12隻 6隻定点配備、6隻予備 ・高層用要撃ミサイル (36基/艦) 216基配備	・THAAD システム 6個射撃単位配備	・THAAD システム 5個射撃単位配備 ・ATBM システム搭載イージス艦 4隻 1隻前方、1隻南側面、2隻予備 ・高層ミサイル72基配備、36基予備	・THAAD システム 5個射撃単位配備 ・ATBM システム搭載イージス艦 4隻 1隻前方、1隻南側面、2隻予備 ・高層ミサイル72基配備、36基予備
低層防衛システム	・パトリオット・PAC-3 システム 24個射撃単位配備 ・低層用要撃ミサイル 560基予備	・パトリオット・PAC-3 システム 24個射撃単位配備 ・低層用要撃ミサイル 560基配備	・パトリオット・PAC-3 システム 24個射撃単位配備 ・低層用要撃ミサイル 560基配備	・パトリオット・PAC-3 システム 24個射撃単位配備 ・低層用要撃ミサイル 560基配備	・パトリオット・PAC-3 システム 24個射撃単位配備 ・低層用要撃ミサイル 560基配備
高精度キューシング・システム 支援用監視レーダー	・IRST搭載 E-767 AWACS システム 4機配備 ・偵察監視衛星システム -?- ・監視レーダー (東京周辺)	・IRST搭載 E-767 AWACS システム 4機配備 ・偵察監視衛星システム -?- ・監視レーダー (東京周辺)	・IRST搭載 E-767 AWACS システム 4機配備 ・偵察監視衛星システム -?- ・監視レーダー (東京周辺)	・IRST搭載 E-767 AWACS システム 4機配備 ・偵察監視衛星システム -?- ・監視レーダー (東京周辺)	・IRST搭載 E-767 AWACS システム 4機配備 ・偵察監視衛星システム -?- ・監視レーダー (東京周辺)
見積経費(施設／運用維持整備費等を除く)	・研究開発及び取得経費 約45億ドル : 4,500億円	・研究開発及び取得経費 約163億ドル : 1兆6,300億円	・研究開発及び取得経費 約88億ドル : 8,800億円	・研究開発及び取得経費 約89億ドル : 8,900億円	・研究開発及び取得経費 約89億ドル : 8,900億円
日本への装備導入方式 (BM/Cシステム : 提案せず)	・パトリオットPAC-3 : 米国開発、生産 ・AWACS 機体 : 米国 FMS売却 ・AWACS /IRST : 日本開発、36ヶ月 ・イージス・システム : 共同開発生産 ・監視レーダー : 米国開発生産、FMS	・パトリオットPAC-3 : 米国開発、生産 ・AWACS 機体 : 米国 FMS売却 ・AWACS /IRST : 日本開発、36ヶ月 ・イージス・システム : 共同開発生産 ・監視レーダー : 米国開発生産、FMS	・パトリオットPAC-3 : 米国開発、生産 ・AWACS 機体 : 米国 FMS売却 ・AWACS /IRST : 日本開発、36ヶ月 ・THAAD : 米国開発、共同生産 ・イージス・システム : 共同開発生産 ・監視レーダー : 米国開発生産、FMS	・パトリオットPAC-3 : 米国開発、生産 ・AWACS 機体 : 米国 FMS売却 ・AWACS /IRST : 日本開発、36ヶ月 ・THAAD : 米国開発、共同生産 ・イージス・システム : 共同開発生産 ・監視レーダー : 米国開発生産、FMS	・パトリオットPAC-3 : 米国開発、生産 ・AWACS 機体 : 米国 FMS売却 ・AWACS /IRST : 日本開発、36ヶ月 ・THAAD : 米国開発、共同生産 ・イージス・システム : 共同開発生産 ・監視レーダー : 米国開発生産、FMS
配備完了時期	→2004年度 第4四半期	→2005年度 第4四半期	→2004年度 第4四半期	→2004年度 第4四半期	→2004年度 第4四半期

(出典)「月刊 JAD」| 1995年8月号、40ページ

度の約4倍のスピード、②発射から着弾までが約10分程度ときわめて短い、③最高高度は約300kmにも達し、F-15戦闘機の巡航高度の約30倍、45度程度という高い侵入角度で落下、④弾道ミサイルはレーダーの反射面積が戦闘機の数10分の1以下ときわめて小さく、通常のレーダーで発見することはきわめて困難—という特徴をもつ<sup>(65)</sup>。

要するに弾道ミサイルの迎撃は不可能に近い、ということだ。では、TMDなら不可能が可能になるのかというと、「わからない」としか答えようがない。未知の技術の効果は判断のしようがないからだ。

以上の点から、TMDはきわめて高額の費用がかかる割に、効果の程はわからない兵器ということになる。

それでは、費用対効果を度外視してもTMDの導入を進めなければならない程、弾道ミサイルの脅威が将来顕在化する可能性が高いのであろうか。

いかなる国でも武力行使を行なう背景には、何らかの政治的意図がある。その日の気分でミ

サイルをぶっぱなす国家指導者はどこにもいない。

北朝鮮は日本との国交樹立を望んでおり、日本を攻撃する理由は見当たらない。たとえ、第2次朝鮮戦争が勃発したとしても、日本をミサイルで攻撃する理由は出てこない。朝鮮人民軍の能力からして、韓国軍や米軍と戦うのに精一杯のはずだ。このように弾道ミサイルの脅威が顕在化する可能性は低いのである<sup>(66)</sup>。したがって、納税者の立場から言うと、TMDの導入はすべきではない、ということになる。

にもかかわらず、日本政府はなかなかアメリカに「ノー」とは言えない。アメリカの協力なくして自衛隊は機能しない構造になっているので、日米安保体制の空洞化は困るからである。日本政府にとってTMDの導入は、アメリカの要求にどの程度応えればよいのか、という対米交際術の問題になってくるのだ。しかも、その妥協点を見い出すのはきわめてむずかしい。それでも、費用対効果、必要性の観点から、アメリカを説得しなければならない。

(1995年9月15日記)

(65)防衛庁『弾道ミサイル防衛に関する研究について』、p.3

(66)よりくわしくは、福好昌治「労働1号脅威論の虚と

実」『統一評論』、1993年12月、24~31ページを参照されたい。

